

京 都 大 学 総 合 人 間 学 部 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学総合人間学部規程</b> (平成4年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 通則第20条第2項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第8条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p><b>京都大学理学部規程</b> (昭和25年達示第10号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第9条 通則第20条第2項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第9条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p><b>京都大学医学部規程</b> (昭和29年達示第12号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第12条 通則第20条第2項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第12条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p><b>京都大学薬学部規程</b> (昭和35年達示第9号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第9条 通則第20条第2項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第9条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第9条の2 通則第20条第3項の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>第13条 薬科学科にあつては4年以上、薬学科にあつては6年以上存学し、学部の定めるところにより、薬科学科にあつては136単位以上、薬学科にあつては190単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することができる。</p> <p>(1) 第7条、第8条及び第9条の規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>3</p> <p>4 第2項第3号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第1項の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を第10条の修学期間に通算することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第13条 } (同 左)</p> <p>2 } (1)</p> <p>(2) <u>第9条の2の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位数</u></p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>3</p> <p>4 第2項第4号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第1項の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を第10条の修学期間に通算することがある。</p>
<p><b>京都大学工学部規程</b> (昭和24年達示第14号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第13条 通則第20条第1項から第3項までの規定により他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする者がある場合は、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第13条 通則第20条第1項から第4項までの規定により他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする者がある場合は、教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p><b>京都大学大学院理学研究科規程</b> (昭和28年達示第10号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>

改正前	改正後
<p>2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>4 前3項の規定による許可の願い出については、前4条の規定を準用する。 (後略)</p>	<p>2</p> <p>3 (同左)</p> <p>4</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学大学院医学研究科規程</b> (昭和30年達示第17号)</p> <p>(前略)</p> <p>第9条 通則第45条第1項若しくは第2項又は第53条の8第1項若しくは第2項の規定により他の大学の大学院の科目を学修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>3 前2項の規定による許可の願い出については、前3条第1項の規定を準用する。 (後略)</p>	<p>第9条 通則第45条第1項、第2項若しくは第4項又は第53条の8第1項から第3項までの規定により他の大学の大学院の科目を学修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学大学院薬学研究科規程</b> (昭和28年達示第11号)</p> <p>(前略)</p> <p>第9条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第9条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>て、許可することがある。</p>
<p>3 前2項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。 (後 略)</p>	<p>3 (同 左)</p>
<p align="center"><b>京都大学大学院工学研究科規程</b> (昭和28年達示第12号)</p>	<p>4 前3項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。</p>
<p>(前 略)</p>	
<p>第8条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、工学研究科長に願い出なければならない。</p>	<p>第8条 (同 左)</p>
<p>2 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その授業科目を履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>	<p>2 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その授業科目を履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p>3 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>	<p>3 } (同 左)</p>
<p>4 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。 (後 略)</p>	<p>4 } (同 左)</p>
<p align="center"><b>京都大学大学院人間・環境学研究科規程</b> (平成3年達示第17号)</p>	
<p>(前 略)</p>	
<p>第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p>2 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学</p>	<p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>3 前2項の規定による許可の願い出については、前3条の規定を準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p><b>京都大学大学院エネルギー科学研究科規程</b> (平成8年達示第15号)</p>	
<p>(前 略)</p>	
<p>第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p>2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>4 前3項の規定による許可の願い出については、前4条の規定を準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p><b>京都大学大学院生命科学研究科規程</b> (平成11年達示第3号)</p>	
<p>(前 略)</p>	
<p>第8条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p>2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学</p>	<p>(同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>4 前3項の規定による許可の願い出については、前4条の規定を準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p><b>京都大学大学院総合生存学館規程</b> (平成25年達示第29号)</p>	
<p>(前 略)</p>	
<p>第7条 通則第45条第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は<u>休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者</u>には、学館会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7条 通則第45条第1項、<u>第2項又は第4項</u>の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、学館会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p>2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、学館会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、学館会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>4 前3項の規定による許可の願い出については、前4条の規定を準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>附 則 この規程は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。</p>	